

【 須坂市からのお知らせ 】

須坂市内の店舗(飲食業・小売業・サービス業など)を営む方へ キャッシュレス決済機器等導入支援事業 補助金

キャッシュレス決済の普及を促進し、地域経済の活性化を目的として、消費者の利便性向上や店舗の業務効率化を図るため、キャッシュレス決済機器等の導入に要する経費を補助します。

■ 申請期間

2025年6月2日(月)～2026年1月30日(金)

※予算上限に達し次第終了します。

■対象者 市内にある店舗や事務所 ※詳細は、須坂市ホームページにてご確認ください。

■補助率 対象経費の5分の4以内(限度額10万円)

10万円
(上限)

対象となるキャッシュレス決済	補助対象経費
・クレジットカード ・電子マネー ・デビットカード ・スマートフォン決済(コード決済)	・決済端末本体機器 ・汎用端末(パソコン、タブレット、スマートフォンなど) ・附属品(非接触用リーダーライター、バーコードリーダー) ・設置費用 ・インターネット回線開設の工事費

注意！！ 事業着手後(完了後)の申請はできません。

■ 申請方法

1. 申請様式は須坂市ホームページ(※裏面 二次元コード)からダウンロードまたは商業観光課窓口で入手してください。
2. 必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ提出してください。
3. 交付額の確定後、補助金が交付されます。

■ 必要書類

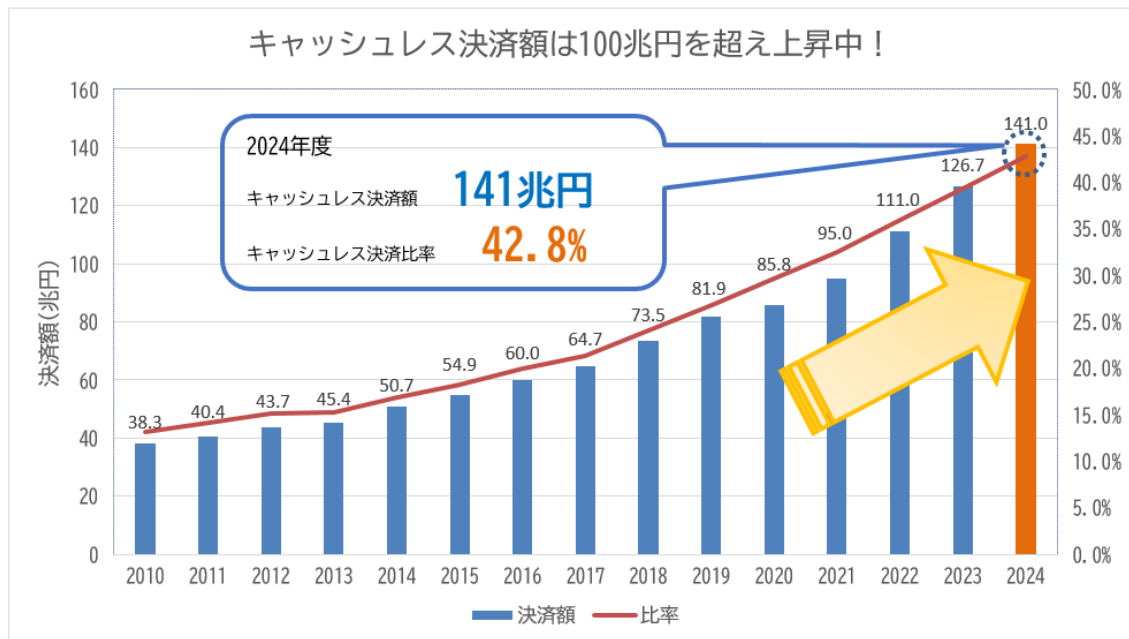
- ① 交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ キャッシュレス決済端末の見積書
- ⑤ その他、必要に応じた書類

➡ 裏面もあります(キャッシュレス決済について)

▶キャッシュレス決済とは？

キャッシュレス決済とは、現金を使用せずに商品やサービスの代金を支払う方法を指します。クレジットカード、デビットカード、電子マネー、コード決済、スマートフォンアプリを利用した決済などが含まれます。

▶キャッシュレス決済は急速に普及しています



出典 経済産業省 2024年のキャッシュレス決済比率の算出より

▶キャッシュレス決済のメリットは？

業務の効率化

現金の授受なしで顧客の待ち時間短縮や現金の両替準備の必要なし

売上データの活用

決済データを分析に活用することで経営改善

インバウンド需要の取込み

日本円に両替しなくてもその場で利用できる

客単価の増加

買う予定がなかった商品を追加する機会が増える

顧客獲得機会の増加

キャッシュレス決済比率は年々増加。顧客との接点も増加

防犯や衛生的

店舗に多額の現金を保管しないため防犯性の向上や接触もなく衛生面の向上

お問い合わせ・申請書提出先

須坂市役所 商業観光課 須坂駅前シルキービル2階
TEL 026-248-9005 8:30-17:15(※平日のみ)
須坂市ホームページ <https://www.city.suzaka.nagano.jp/>

